地方税財源の充実について

令和８年度の地方財政計画において地方交付税総額は、前年度を 1.2 兆円上回る 20.2 兆円が、地方一般財源総額は、地方が住民のニーズに的確に応えつつ様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を 3.7 兆円上回る 67.5 兆円が確保された。

しかし、東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方団体間の税収の偏在や財政力格差を是正し、財政調整機能をより強化・拡充すべき状況にある。また、臨時財政対策債については、引き続き新規発行額が計上されなかったが、既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積しており、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策は講じられていない。加えて、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、地方公共団体においては、自らも更なる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、長引く物価高に対応しつつ、地域におけるすそ野の広い持続的で構造的な賃上げの促進や、地域経済の活性化に取り組むとともに、こども・子育て政策の充実強化、地域の活性化、雇用の確保、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

ついては、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力に推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

１　地方財政の充実強化

（１）地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するため、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。あわせて、「地域社会再生事業費」の算定等を通じて、地方部の団体においても必要な財源が配分されるようにするとともに、個々の地方団体レベルでも一般財源総額の確保・充

実が図られるよう、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

また、物価や人件費の上昇が今後も続くことが見込まれる中、地方が様々な行政課題に対応し、安定した行政サービスを提供するためには、地方が必要とする一般財源総額が十分に確保・充実されることが必要である。

（２）令和８年度は、引き続き臨時財政対策債の新規発行額が計上されなかったが、既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積しており、構造的な問題の解決には至っていないことから、地方交付税の法定率引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、地方の借金増大につながる臨時財政対策債に頼らず安定的に交付税総額の確保を図るとともに、引き続き発行の抑制に努めること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

（３）これまで地方が進めてきた地方創生の取組が無駄にならず、地域の実情に応じた取組を地方が継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、地方創生の取組や地域未来戦略を積極的に進めていくため、「地方創生推進費」や「地域未来基金費」など必要な経費を拡充・継続し、地方財政計画において十分な措置を行うこと。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、国全体の人口減少問題の解決には、合計特殊出生率が低い都市部から出生率が高い地方部へ若年層を移すことが必要である。このため、地方部が地方創生の取組を十分に行えるように地方交付税を措置すること。

地方創生の取組を支援する交付金について、地方が、地方創生、地方活性化の取組を一層深化、加速させるために、地方の意見等を十分踏まえ、予算枠の拡充も含めた十分な所要額を確実に確保するとともに、財源の恒久化や地方公共団体が更に使いやすい仕組みへの改善を図ること。

加えて、当該交付金に係る地方負担については、引き続き、地方財政措置を講ずるなど、地方公共団体が着実に執行できるよう、適切な財政措置を行うこと。

（４）近年の地方財政計画における歳出は、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る増分を、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。

こうした中、物価や賃金の上昇は、光熱費や施設管理委託料の増加はもとより、大幅な給与改定に伴う職員の人件費の増加や金利上昇に伴う地方債の利払い費の増加、資材価格や労務単価の上昇に伴う投資的経費の増加、業務委託料の増加など、幅広い経費の増加につながっていることから、行政サービスの水準を落とすことなく安定的に提供できるよう、行政経費の増嵩について、地方財政計画の歳出全体に的確に反映すること。

（５）地方においては、光ファイバや５Ｇ等の情報通信基盤の整備が今後更に進展し、これらの基盤を活用した地域社会のデジタル化に向けた取組を推進していく必要があることから、地方財政措置の「地域デジタル社会推進費」について拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を行うこと。

（６）給与関係経費の計上に当たっては、令和５年度からの定年引上げに係る制度移行について、移行期も含め、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の財政措置を講ずること。特に、定年年齢の引上げ期間中も行政サービスを安定的に提供できる体制を確保する観点から、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講ずること。

また、会計年度任用職員の処遇改善が図られている現状を踏まえ、定年引上げ後の 60 歳超職員の給与との均衡から暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の適切な処遇改善を図り、併せて地方財政措置を講ずること。

加えて、令和６年度から施行されている会計年度任用職員の勤勉手当の支給に当たっても、引き続き地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講ずること。

（７）教職調整額の段階的な引上げなど教員の処遇改善については、国の負担と比べて地方の負担が極めて大きいことから、必要額については地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源総額を増額すること。

（８）高等学校の授業料無償化、学校給食費の抜本的な負担軽減については、国の責任において、所要の財源の確保をはじめ、地方に負担を転嫁することがないよう財政措置を講ずること。

（９）令和８年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」については、地方団体の計画的な公共施設等の適正管理を推進するため、対象を拡充した上で延長すること。

２　地方税制の改革の推進

（１）社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方が責任をもって、こども・子育て政策の充実強化や、デジタル変革の加速、脱炭素社会の実現、地方創生の推進、人づくり、安全・安心なくらしの実現、活力ある地域社会の実現など、地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、税源移譲を含め、国と地方の税源配分の見直しを進めること。

特に、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けては、令和８年度与党税制改正大綱において、法人事業税や東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税を対象とした措置を検討する方針が示されていることから、早期に具体的な議論を進めること。

（２）自動車税及び軽油引取税は、自動車の走行や軽油の使用において、地方が供給する様々な行政サービスを享受している応益関係に着目して課税する都道府県の基幹税であり、今後、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中で、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源である。

現行制度を前提とすれば、今後の電動車の増加に伴って、自動車税や軽油引取税等の燃料課税の減少にもつながること、併せてＣＡＳＥ（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く環境変化や財政需要への適切な対応が求められることなども踏まえ、自動車関係諸税及び燃料課税の見直しの議論にあたっては、地方の意見

を尊重し、地方の減収については代替の恒久財源を措置するなど財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、自動車ユーザー間の公平性及び地域経済への影響にも配慮しながら、丁寧な議論を行い、必要な方策を検討すること。

（３）OECD 等で国際合意に至った経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しの将来的な国内法化を見据え、デジタル技術を活用し国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大していく社会経済情勢に的確に対応する地方課税のあり方について、地方税収を確保する観点から、見直しを行うこと。

（４）法人事業税の分割基準については、前回の見直し（平成 17 年度）から相当期間が経過しており、より実態にあったものに見直すこと。特に、工場のロボット化・ＩＴ化の進展、持株会社・地域子会社化やフランチャイズ制の拡大等を踏まえ、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から、見直しを行うこと。

（５）法人事業税における電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による課税方式については、令和８年度与党税制改正大綱の検討事項において、「その課税のあり方について、引き続き検討する」こととされているが、収入金額による課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

（６）「食料品の消費税率ゼロ」を含めた消費税減税の検討については、消費税の大部分が社会保障費に充当されていること及び消費税収の約４割弱は地方分であり地方の安定的な基幹税となっていることを十分に踏まえ、より慎重かつ丁寧に議論を進めること。

なお、消費税減税を実施する場合等においては、国の責任において、確実に代替となる財源を措置すること。

（７）軽油引取税等の暫定税率や自動車税環境性能割の廃止に伴う地方の減収に対しては、代替となる恒久財源を措置するとともに、安定財源を確保

するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において確実に財源を措置すること。

令和８年５月 25 日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事　平　井　伸　治
島根県知事　丸　山　達　也
岡山県知事　伊原木　隆　太
広島県知事　横　田　美　香
山口県知事　村　岡　嗣　政